

ご注意ください

入学金・授業料などをお振込みされる方へ

- 平成 19 年 1 月 4 日から、本人確認手続に関する法令の改正により、金融機関において 10 万円を超える現金*をお振込みされる場合には、本人確認書類の提示が必要となります。
- 10 万円を超える入学金・授業料などを現金でお振込みの際には、振込用紙とともに来店される方の本人確認書類をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

※ATM では、本人確認書類をご用意いただいても、10 万円を超える現金でお振込みはできません。

※現金ではなく預貯金口座を通じてお振込みされる場合は、窓口・ATM のいずれにおいても、これまでと同様の方法でお振込みできます。

ただし、口座開設の際に本人確認手続がお済みでない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となる場合があります。

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では 10 万円を超える現金によるお振込みができません。
- 本人確認書類は、お振込みの手続きに来店される方の運転免許証、健康保険証、パスポートなどです。
【学校への入学金・授業料などのお振込みに限り、振込名義人以外の方（保護者など）が来店される場合、振込名義人（受験生・入学者など）の本人確認書類の提示は不要です。】
- 保護者の方などが振込名義人（受験生・入学者など）に代わってお振込みの手続きに来店される場合には、金融機関ではお振込みの目的（入学金・授業料などであること）をお尋ねすることがあります。
- 詳しくは、お振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

文京学院大学
文京学院短期大学